

難病医療費助成制度の改善を求める意見書

2014年5月に「難病の患者に対する医療等に関する法律」が成立し、2015年1月から新たな難病医療費助成制度が施行されました。

これによって難病医療費助成の対象となる疾病が大幅に拡大され、レセプト単位だった月額自己負担上限が患者単位になる等の改善がされましたが、一方で自己負担の引き上げや認定基準の強化等も行われました。

この結果、厚労省は対象疾病の増加によって医療費助成を受ける患者数が78万人（2011年度）から150万人（2015年度）に倍増すると試算していましたが、2015年度末の患者数は94万人。医療費助成の総事業費は、1,820億円の試算に対して1,385億円です。

この背景には、従来から申請手続きに必要な診断書料が全額自己負担であるため、難病対象であっても申請を行わないことが一つの要因として考えられます。

よって、政府におかれては、下記の事項を実現されることを求めます。

記

- 一、難病医療費助成（小児慢性特定疾患を含む）の手続きに必要な「臨床調査個人票」（診断書）の料金を補填する制度を創設し、新規認定及び更新認定時に公費助成を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年 3月23日

長崎県長与町議会

内閣総理大臣 安倍 晋三様
財務大臣 麻生 太郎様
厚生労働大臣 加藤 勝信様
総務大臣 野田 聖子様